No.	資料名	頁数	行数		項目		変更前	変更後
1	入札公告		15	2	(1)	7	⑦舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施	⑦舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施
							設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協 力企業にもなってはならない。	設整備及び維持管理業務を <u>自社で</u> 行う企業は、 <u>落札決定まで</u> いずれの 応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。
2	入札公告	3	41	2	(3)	1	①文部科学省における令和3・4年度 (2021・2022年度) における設計・コンサルティング業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること (会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手総開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。 なお、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
3	入札公告	5	27	2	(4)	1	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)の次のアから力に係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争 名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がアから力に示す点数 上であること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)の次のアから力に係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争、指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がアから力に示す点数以上であること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)の次のアから力に係る工事の一般競争参加者の資格審査の申請を行い、令和5・6年度(2023・2024年度)において次のアから力に係る工事の一般競争参加者の資格審査の力に係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書を関したときは速やかに回認定通知書の写しまた。大きに表すとは速かに回認定通知書の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者とにいては、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。本お、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
4	入札公告	9	13	2	(5)	1	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6 年度(2023・2024年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格審査の申請を行い、令和5・6 年度(2023・2024年度)における設定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)なお、令和5・6 年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入社書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
5	入札説明書	5	24	4.	(1)	7	⑦舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。 このため、前掲の④において、応募者を構成する企業として舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務の業務を行う企業は記載しないこと。	⑦舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施設整備及び維持管理業務を自社で行う企業は、 <u>落札決定まで</u> いずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。このため、前掲の④において、応募者を構成する企業として舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務の業務を <u>自社で</u> 行う企業は記載しないこと。
6	入札説明書	7	30	4.	(3)	1	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般
7	入札説明書	10	1	4.	(4)	1	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)の次のアから力に係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争、指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がアからウに示す点数以上であること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がアからウに示す点数以上であること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格審査の申請を行い、令和5・6年度(2023・2024年度)において次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格審査のウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がアからウに示す点数以上であることを示す認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者とは、手続開始の決定後に一般開始多加資格の再認定を受けていること。)、なお、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
8	入札説明書	14	7	4. (5) ①	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。	①文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。なお、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
9	資料-1-2	3	21	第2章 2. (1)	各提出書類及び実際の施工状況をもとに要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書により振興会に報告を行う。その手順は第1章2、業績等の監視の方法による。振興会は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する要求水準確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況をもとに、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。また、振興会が必要と認めた場合は、施工状況の重点的な確認を行う場合がある。	たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書により振興会に報告を行う。その手順は第1章2. 業績等の監視の方法による。振興会は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する要求水準確認報告書、各提出書類及び施工 <u>を含む業務実施</u> 状況をもとに、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行
10	資料-1-2	4	7	第2章 2. (3) ①	振興会は、施工品質の確保のために特に重要で、施工の各段階で振興会が必要と認めた場合及び要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難又は発見できたとしてもその修補を行うことが 投送済的・時間的・技術的に困難である場合に、品質等について、要求水準を満たしているか並びに要求水準確認計画書に従った確認が実施されているか等について実地調査による確認を行う。 なお、振興会は、実地調査において、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。	振興会は、 <u>品質確保</u> のために特に重要で、 <u>施工段階を含む</u> 振興会が必要と認めた場合及び要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に困難である場合に、品質等について、要求水準を満たしているか並びに要求水準確認計画書に従った確認が実施されているか等について実地調査による確認を行う。なお、振興会は、必要に応じて、 <u>実地調査した部分</u> を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。
11	資料-1-2	4	19	第2章 3. (1) ①	維持管理業務及び運営業務について、毎日自らの責任により選定企業 の業績等及び要求水準達成状況について要求水準確認計画書に従い適 切にセルフモニタリングを行う。	維持管理業務及び運営業務(国立能楽堂については、維持管理業務は 対象外とし、運営業務のうち一部の業務を対象とする。) について、 毎日自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況につい て要求水準確認計画書に従い適切にセルフモニタリングを行う。
12	資料-1-2	7		表1.	(業務項目「振興会の事務支援業務」における、以下の記載。) 支払区分 事務支援業務費 対象となる事象 事務支援業務に係る要求水準未達成 仮移転先の什器・備品 のレイアウト検討業務費 仮移転先の什器・備品 のレイアウト検討業務費	(削除) 支払区分 対象となる事象
13	資料-1-3	1	23	第1. 1. (1) ①	ただし、事業契約の締結日から <u>国立能楽堂の</u> 維持管理・運営業務開始 日(令和6年4月1日 <u>以下「維持管理・運営業務開始日」という。</u>) の前日までの期間に要した事業者の運営費(人件費、事務費等)についてはすべて施設費に含め、維持管理・運営業務開始日から 国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費(人件費、事務費等)については、その他の費用に含めるものとする。	ただし、事業契約の締結日から本施設の維持管理・運営業務開始日 (令和6年4月1日)の前日までの期間に要した事業者の運営費(人 件費、事務費等)についてはすべて施設費に含め、維持管理・運営業 務開始日から国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費 (人件費、事務費等)については、その他の費用に含めるものとす る。
14	資料-1-3	2	1	第1. 1. (1) ①イ	施設費Bは、施設費から施設費Aを差し引いた額を指し、国立劇場の 維持管理・運営期間にわたって <u>元利均等</u> により割賦で対価を支払う。	施設費Bは、施設費から施設費Aを差し引いた額を指し、国立劇場の維持管理・運営期間にわたって元金均等により割賦で対価を支払う。
15	資料-1-3	2	4	第1. 1. (1)②	施設費Bに係る割賦手数料(以下「割賦手数料」という。)は、それ ぞれ後掲の第2 3. (1)①に定める回数による施設費Bを <u>元利均</u> 笠による割賦払とした場合の割賦金利とする。	施設費Bに係る割賦手数料(以下「割賦手数料」という。)は、それ ぞれ後掲の第2 3. (1) ①に定める回数による施設費Bを元金均 等による割賦払とした場合の割賦金利とする。
16	資料-1-3	2	25	第1. 1. (2)②	振興会の事務支援業務(<u>事務支援業務</u> 、クリーニング業務 <u>、仮移転先</u> の仕器・備品のレイアウト <u>検討業務</u> 及び仮移転先の内装、電話、LA N等工事・原状回復工事)	
17	資料-1-3	5		表 1	(項目「維持管理・運営費その他の費用 運営費 振興会の事務支援業務費」における、以下の記載。) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた 支払 (注1) 事務支援業務費 国立劇場に係る 事務支援業務費用	(削除) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた 支払(注1)
18	資料-1-3	5		表 1	(項目「維持管理・運営費その他の費用 運営費 振興会の事務支援業務費」における、以下の記載。) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた 支払 (注1) 仮移転先の什器・ 備品のレイアウト 検討業務費用	(削除) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた 支払 (注1)

				/- w/		44-17	ada mari 11
No.		資料名	負数	行数	項目	変更前	変更後
19	資料-	1 – 3	7		表 2	(支払額の記載)	(支払額の記載)
						1,401,014,000円	1,401,014,000円 1,077,148,600円 (消費税等込)
						1,077,148,600円 (消費税等込) 1,056,148,500円 (消費税等込)	1,056,148,500円 (消費税等込) 1,028,148,000円 (消費税等込)
						1,028,148,000円 (消費税等込) 705,148,400円 (消費税等込)	705, 148, 400円 (消費税等込) 371, 999, 100円 (消費税等込)
						50, 372, 000, 000円 (消費税等込)	48,038,100,000円 (消費税等込)
						55, 639, 607, 500円 (消費税等込)	53,677,706,600円(消費税等込)
20	資料-	1 – 3	q	8	第2 3.	施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、各回	施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、令和
20	94.11				(1) ①イ	の施設費B及び割賦手数料の支払額の合計(元利払い)が均等(元利 均等返済)となるよう、年2回、全40回に分けて支払うものとする。	11年度を除く各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、令和12年度から年2回、全38回に分けて支払うものとする。各回の支払額は、
						対す返債/ こながより、年2回、主和回に力力(又払)ものとすが。	次のとおりとする。
							・施設費Bの各回支払額 = 契約書内訳における施設費B全額の1/38
91	資料-	1 _ 2	a	13	第2 3.	割賦手数料は、施設費Bとともに、国立劇場の引渡日以降事業期間に	割賦手数料は、施設費Bとともに、国立劇場の引渡日以降事業期間に
21	Q 11	1 0	ľ	10	(1) ②	(中略)	(中略)
						なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、国立劇場の引渡日の翌日	なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、国立劇場の引渡日の翌日
						から <u>令和11年9月30日</u> までとする。	から <u>令和12年9月30日</u> までとする。
						基準金利は、 <u>令和10年6月1日</u> (予定。以下「金利確定日」とい う。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを	基準金利は、 <u>令和11年6月1日</u> (予定。以下「金利確定日」とい う。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを
						行わない。	行わない。
22	資料-	1-3	11	1	第2 3.	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわた	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日(令和11年12月1日)
					(2) ①	り、年2回、全50回支払うものとする。国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものと	以降、事業期間にわたり、年2回、全39回支払うものとする。運営費 は、業務要求水準書(資料-2)【添付資料2-1】「本事業の業務
						<u>する。</u>	内容及び振興会が実施する業務内容」に定める各運営業務の開始日以 隆、事業期間にわたり、年2回、最大全50回支払うものとする。
							選手等理・運営業務における支払スケジュールは下表のとおり。 なお、本施設の運営業務の対象であるチケット販売支援業務費につい
							ては、国立劇場の引渡日以降、国立劇場に係る業務量の変化に応じた
							維持管理・運営費を支払うものとし、当該業務開始日から国立劇場の 引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までに区
							<u>分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額を計上すること。</u>
							(「表4.維持管理・運営業務における支払スケジュール」を追加)
00	資料-	1 0	14		表 5	(支払区分「公演記録支援業務費」における、入札時の金額の記載)	
23	貝和	1-5	14		秋 5		A 5-11 / TECO 7 19 1 2 1 0 000 000 (19 + 1) → A 5-10 / TECO 19 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
						<u> </u>	合和11年度の下期に13,666,000円 (税抜) を、合和12年度以降、各年度の半期ごとに20,500,000円 (税抜) を入札価格に含めること。
						の上期について、国立劇場における業務は開業準備支援業務費として 計上すること。)。	
						令和11年度の下期以降は、各年度の半期ごとに28,900,000円(税抜) を入札価格に含めること。	
94	資料-	1 - 3	14		表 5	(支払区分「冊子作製支援業務費」における、入札時の金額の記載)	
24	貝们	1 5	14		32.0	令和6年度以降、各年度の半期ごとに26,700,000円(税抜)を入札価	令和6年度以降、各年度の半期ごとに23,500,000円(税抜)を入札価
						格に含めること。	格に含めること。
25	資料-	1 – 3	16		表 5	(支払区分「事務支援業務費」における、支払区分、入札時の金額、 対価の支払プロセスの記載)	(削除)
						NATIONAL OF THE CONTRACTOR HEADY	
9.0	資料-	1 _ 9	16		丰 5	(支ປ ▽△「信役転生の仕里・港口のレノマカト ⊷料要が乗っ)・シュー	(削除)
26	貝科一	1 – 3	10		表 5	(支払区分「仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費」における、支払区分、入札時の金額、対価の支払プロセスの記載)	(Halaz)
27	資料-	1-3	18	15	第5 2. 施		①特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい。
					設費の物価変 動に基づく改	変動が生じ、施設費が不適当になった場合	変動が生じ、施設費が不適当になった場合 【参考通知】
					定		・「工事請負契約基準第26第5項の運用について(通知)」(令和4 年6月30日付け4施施企第11号、文部科学省大臣官房文教施設企画・
							防災部施設企画課契約情報室長) [文部科学省ホームページ]
							https://sisetuwebl.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=1393
							・「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュア
							ル (案) について」(令和4年8月5日付け事務連絡、文部科学省大 臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長)
							「文部科学省ホームページ] https://sisetuwebl.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.as
							p?tsuchi Id=1395 ・「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュア
							ル (案) (営繕工事版) について」(令和4年9月29日付け事務連 経、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室
							<u>長)</u> [文部科学省ホームページ]
							https://sisetuwebl.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchild=1397

No.	資料名	頁数 行数	項目	変更前	変更後
28	資料-1-3	19 1	第5 2. 施変 設費に基づく 定	・予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合	②予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合 【参考通知】 ・「賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について(通知)」(平成26年2月4日付け25施施企第33号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長) 「文部科学者ホームページ】 https://sisetuwebl.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchild=534 ・「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営鎌工事版)について」(令和4年9月29日付け事務連絡、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長) 「文部科学省ホームページ】 https://sisetuwebl.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchild=1398
29	資料-1-3	別紙 -1	別紙1 費用 負担の考え方 摘要表 施設整備	業務 範囲 按分方法 既存建物等の解体撤去費用 ② 電波障害対策工事 電波障害対策費用 ①	業務 範囲 按分方法 解体撤去工事 既存建物等の解体撤去費用 ② 土壌汚染対策工事 土壌汚染対策費用 ② 電波障害対策工事 電波障害調査・対策費用 ①
30	資料-1-3	別紙 1 -3	別紙3 入札用基準金 利	第2.3.(1)②割賦手数料に示す入札用基準金利は以下の金利とし、各年度の施設費Bの支払額及び割賦手数料を算定すること。なお、本来の元利均等払いにおける基準金利は応募者が提案するスプレッドに応じて、変動するものであるが、本事業の入札にあたっては各広募者共通で以下の金利とする。	第2.3.(1)②割賦手数料に示す入札用基準金利について、以下のとおり公表する。 入札にあたっては、以下の基準金利を用いて事業費を算定すること。 基準金利 1.100%
31	資料-2	2-2 28	第2章 第2	基準金利 0.800% 2. 国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時から、令和31年 3月31日午後12時まで、以下の維持管理業務を行う。 (1) 定期点檢等及び保守業務※ (2) 舞台関係設備の定期点檢等及び保守業務※ (3) 連転・監視及び日常点検・保守業務※ (4) 清掃業務※ (5) 作業環境測定業務※ (6) 修繕業務。 (7) 什器・備品調達業務 ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5章、維持管理・運営」による。	2. 国立劇場の維持管理業務 令和11年12月1日午前の時から、令和31年3月31日午後12時まで、以 下の維持管理業務を行う。 (1) 定期点検等及び保守業務 (2) 舞台開係設備の定期点検等及び保守業務 (3) 運転・監視及び日常点検・保守業務 (4) 清掃業務 (5) 作業環境測定業務 (6) 修繕業務 (7) 什器・備品調達業務
32	資料-2	2-2 38	第2章 第2	3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時から、合和31年3月31日午後12時まで、以下の運営業務を行う。 (1) 警備業務※ (2) 来場者サービス支援業務※ (3) チケット販売支援業務※ (4) 公演記録支援業務※ (4) 公演記録支援業務※ (5) 普及発信施設の運営支援業務 (6) 冊子作製・配送等支援業務 (6) 冊子作製・配送等支援業務 (7) 振興会の事務支援業務 (8) 開業準備支援業務 (9) 飲食・物販等サービス提供業務※ ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5 章、維持管理・運営」による。	3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、合和11年12月1日午前0時から、会和31年3月31日午後12時まで、以下の運営業務を行う。(国立劇場に係る一部の業務は、令和6年4月1日から開始する。) (1) 整備業務 (2) 来場者サービス支援業務 (3) チケット販売支援業務 (4) 公演記録支援業務 (5) 普及発信施設の運営支援業務 (6) 冊子作製・配送等支援業務 (7) 振興会の事務支援業務 (8) 開業準備支援業務 (8) 開業準備支援業務 (9) 飲食・物販等サービス提供業務※ ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5
33	資料-2	2-5 9	第2章. 第4 節. 2. (3)電力	国道20号線(内堀通り)に電力供給幹線(特別高圧 <u>22kV</u>)用の引込管が共同溝から敷設されている。	国道20号線(内堀通り)に電力供給幹線(特別高圧)用の引込管が共同溝から敷設されている。
34	資料-2	3-1 8	第3章 第1	本事業は、約26年間にわたり、国立劇場の施設整備及び維持管理・運 営、国立能楽堂における一部の <u>維持管理・</u> 運営を包括的に実施する事 業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するとい うだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、 業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果 的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。	営、国立能楽堂における一部の運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでは
35	資料-2	4-13 44	第4章. 第4 節. 3. (1)②f.(a) (ア)	(ア)東京電力の変電所から特別高圧 (22kV) 2回線 <u>(本線・予備線)</u> を引き込み受電する。	(ア)東京電力の変電所から特別高圧 (22kV以上) 2回線を引き込み受電する。なお、受電方式については、東京電力パワーグリッド株式会社と協議により決定する。
36	資料-2	4-29 34	第4章. 第5 節. 2. (1) ⑬	(※(2)電気設備①k. から記載位置移動)	図機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に振興会と十分協議のうえ決定する。
37	資料-2	4-29 37	第4章. 第5 節. 2. (1) ⑭	(※(2)電気設備①u.から記載位置移動)	④採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
38	資料-2	4-30	2	第4章. 第5 節. 2. (2) ①h. (a)	(a)電力ケーブルの引込みは、東京電力の変電所から特高 (22kV) 2 回線 (本線・予備線) を複合施設の特高受変電室まで引き込むものと する。	(a)電力ケーブルの引込みは、東京電力の変電所から特高 (22kV <u>以</u> 上) 2回線を複合施設の特高受変電室まで引き込むものとする。
39	資料-2	4-32	4	第4章. 第5 節. 2. (2)③a.	a.東京電力の変電所から特高 (22kV) を 2 回線 <u>(本線・予備線)</u> で受電する。	a.東京電力の変電所から特高 (22kV以上) を 2 回線で受電する。 なお、受電方式については、東京電力パワーグリッド株式会社と協議により決定する。
40	資料-2	4-34	42	第4章. 第5 節. 2. (2) ⑨f.	f. 電話機は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、携帯電話(PHS含む。)やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムの回線数は400回線程度とする。なお、詳細については振興会と協議のうえ決定する。	f. 電話機は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、携帯電話(PHS含む。) やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムの回線数は 500回線程度とする。なお、詳細については振興会と協議のうえ決定する。
41	資料-2	4-41	24	第4章. 第5 節. 2. (2) ②h.	h. 機械設備で設置する自動制御設備(中央監視装置)及びBEMSと 連携可能な機能を有するものとする。	h. 機械設備で設置する自動制御設備(中央監視装置)及びBEMSと データの相互連携が可能なものとする。
42	資料-2	4-47	2	第4章. 第5 節. 2. (3)⑤h.	h. 電気設備で設置する中央監視装置 <u>から出力される e. で必要な計測</u> データをネットワーク経由で入出力できるものとする。	h. 電気設備で設置する中央監視装置 <u>とデータの相互連携が可能なものとする。</u>
43	資料-2	4-49	52	第4章. 第5 節. 2. (3) ®d.	d. 全号機(非常用・搬入用を除く。)において <u>自動的に運転速度を変</u> 更するなど、運転モードを変更できる機能を有するものとする。	d. 全号機(非常用・搬入用を除く。)において、運転モードを変更することなどにより効率的な運転が可能となる機能を有するものとする。
44	資料-2	4-60	44	第4章. 第6 節. 1. (10) ⑥	(新規)	⑥大劇場の舞台、花道、小劇場の舞台、花道、演芸場の主舞台の床面 材質については、木材調達の観点から振興会と協議できるものとす る。
45	資料-2	4-61	50	第4章. 第6 節. 2. (1)② b.(a)(ア)	(ア) 吉野檜片面無節芯去り材	(ア) 舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯 去り材
46	資料-2	4-69	4	第4章. 第6 節. 3. (1)② b.(a)(ア)	(ア) 吉野檜片面無節芯去り材	(ア) 舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯 去り材
47	資料-2	4-75	9	第4章. 第6 節. 4. (1)② b.(a)(ア)	(ア) 尾州檜片面無節芯去り杖	(ア) <u>尾州檜片面無節芯去り材(既存演芸場の主舞台の床材の再利用</u> について検討し、振興会と協議する。)
48	資料-2	4-97	39	第4章. 第8 節. 4. (5)②	a. 振興会は <u>施工段階において</u> 提出書類及び <u>実地による</u> 重点的な確認を 行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については、建設工 事着手前に振興会が指定する。 b. 事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事 の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。 c. 事業者は振興会による <u>実地</u> 確認に立ち会うものとする。	
49	資料-2	4-101	3	第4章. 第8 節. 4. (26)	<u>(26)</u> その他	(26) 建設業務に係る各股備等の操作性の確認 建設業務の業績監視の一環として、特に各劇場等においては国立劇場 の施設引渡しの前から(3か月程度)実地における電点的な確認を予 定している。 各股備等の操作性等の確認を安全に実施できるよう振興会に協力する とともに、具体的な時期、内容について協議する。 (27) その他
50	資料-2	5-3	10	第5章 第1 節1. (2) ⑤	また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業 に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定 める計画(令和3年10月22日閣議決定)」を参考に取り組むこと。	また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」等の政府の施策を参考に取り組むこと。
51	資料-2	5-3	27	第5章 第1 節2. (1) ②	令和11年4月1日0時0分から、令和31年3月31日24時0分までとする。ただし、国立能楽堂で行う業務は、令和6年4月1日0時0分から開始する。 実務開始に向けては、円滑に業務を実施できるように準備を行うこと。また、国立能楽堂で行う業務については、事前に引継ぎを受ける	令和11年 <u>12</u> 月1日 0 時 0 分から、令和31年 3 月31日24時 0 分までとする。 業務開始に向けては、円滑に業務を実施できるように準備を行うこと。
52	資料-2	5-4	28	第5章 第1 節3. (4)	業務従事者が休務した場合 <u>は、代務要員を速やかに配置</u> できる体制とすること。	業務従事者が休務した場合 <u>等にあっても、安全で安定したサービスが</u> 提供できる体制とすること。
53	資料-2	5-11	13	第5章 第1 第5。(7) ③	事業者は振興会と協議のうえ、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室(監視室、事務室(事業者)、受付、防災センター及び要求水準書で定めた諸室)、共用部分及びエレベーター等の共用設備を無償で使用することができる。	事業者は振興会と協議のうえ、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室(【添付資料4-5-1】「舞台各室性能表」の舞台機構スタッフ控室、【添付資料4-5-5]、「客席・ホワイエ各室性能表」の事務室(大瀬場)・事務室(小劇場)・事務室(流蓋場)、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」のチケットセンターの一部・電話交換室・警備室・清掃員控室等、【添付資料4-5-10】「施設設備・交通部分各室性能表」の防災センター・監視室・監視室控室及び要求水準書で定めた諸室)、共用部分及びエレベーター等の共用部分の設備を無償で使用することができる。
54	資料-2	5-12	36	第5章 第1 節5. (11) ④	個人情報の取扱いに関し、盗難、紛失、漏洩等の事故があった場合、速やかに振興会に報告するとともに、 <u>文部科学省への報告、</u> 個人情報対応窓口の設置等、他の当事者と協議のうえ、その事後処理に努めるものとする。	個人情報の取扱いに関し、盗難、紛失、漏洩等の事故があった場合、 速やかに振興会に報告するとともに、個人情報対応窓口の設置等、他 の当事者と協議のうえ、その事後処理に努めるものとする。

NT.		次半月石	古业	仁业	75 D	** 电光	*** 市份
No.	Wee shot	資料名		行数	項目	変更前	変更後
55	資料-	- 2	5-15	6	第5章 第2 節4. (1) ⑤	事業者は、日常清掃実施に伴い、各劇場及び事業者が使用する室 <u>又は その他の諸室</u> 以外で拾得物があった場合は、遅滞なく防災センターに 届ける。	
56	資料-	- 2	5-17	13	第5章 第3 節7.	事業者は、【添付資料5-3-11】「振興会の事務支援業務に係る要求水準」に基づき、事務支援業務。クリーニング業務、仮移転先の仕器・備品のレイアウト検討業務、仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事業務を実施する。なお、現国立劇場におけるクリーニング業務実績等については、【参考資料5-3-9】「振興会の事務支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。	N等工事・原状回復工事業務を実施する。なお、現国立劇場における クリーニング業務実績等については、【参考資料5-3-8】「振興
57	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「電話受付案内業務」における、以下の記載) 国立劇場 国立能楽堂 ○ (R11~) ×	国立劇場 国立能楽堂 ○ (R6~) ×
58	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「電話受付案内業務」・「冊子作製支援業務」における記載) 電話受付案内業務 冊子作製支援業務	電話受付案內業務 <u>※ 1</u> 冊子作製支援業務 <u>※ 1</u>
59	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「チケット販売支援業務」における、以下の記載) 業務内容 システム構築等業務	(業務内容「チケット販売支援業務」における、以下の記載) 業務内容 国立劇場 国立能楽堂 システム構築等業務 インターネット予約受付等業務 電話予約業務 施設に関わらず実施(R7~) 販売・発券業務 会員事務局支援業務
60	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「公演記録支援業務」における、以下の記載) 業務内容 映像資料複製業務 公演記録写真/サイズ ○ (R 6 ~) ×	(業務内容「公演記録支援業務」における、以下の記載) 業務内容 映像資料複製業務 公演記録写真リサイズ ○ (R11~)
61	添付資	F料 2 - 1	2		運営業務	 ・ディスク作製業務 (業務内容「配送支援業務」・「引越業務」における記載) 配送支援業務 ※1 引越業務 ※2 	・ディスク作製業務配送支援業務 <u>※ 2</u>引越業務 <u>※ 3</u>
62	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「振興会の事務支援業務」における、以下の記載) 業務内容 国立劇場 国立能楽堂 事務支援業務 ○ (R11~) ×	(削除) 業務內容 国立劇場 国立能楽堂
63	添付資	F料 2 — 1	2		運営業務	(業務内容「振興会の事務支援業務」における、以下の記載) 業務内容 仮移転先の仕器・備品 のレイアウト検討	(削除) 業務内容 国立劇場
64	添付資	¥料2-1	2		欄外	(新規)	※1 国立劇場の供用開始前までは、国立劇場外の施設等で既存施設 及び仮移転先における業務を実施すること。詳細は業務要求水準書に よる。
65	添付資	F料 2 - 1	2		欄外	※1 配送支援業務のうち、冊子・チラシ・ポスター等配送手配、チケット配送手配、あぜくら会員関連書類配送手配は施設に関わらず令和6年度から実施するが、宅配便集荷・配送手配はメール便集荷・配送手配は国立劇場のみ、令和11年度から実施すること。	※2 配送支援業務のうち、冊子・チラシ・ポスター等配送手配、チケット配送手配、あぜくら会員関連書類配送手配は令和6年度から実施するが、宅配便集荷・配送手配、メール便集荷・配送手配、郵便収集・配送手配は、令和11年度から実施すること。
66	添付資 7	科 4 - 6 -	1	8	欄外	(新規)	・大劇場、小劇場、演芸場の舞台、客席の表中の数値は、各々の舞台中心間(各々プロセニアム中心線において舞台先端から5mの位置)においての数値である。(その他の室は室の中心とする。)・表中の数値は大劇場、小劇場、演芸場、宿古場、研修室で大太鼓を使用した時に、他の室に対して運用上問題とならないことを前提に設定しているが、事業者の施設計画等によりこれにより難い場合は、振興会と協議できるものとする。
67	添付資 2	刊4-12-	1		凡例	床材A:尾州檜片面無節芯去り材仕上げ <u>30 t</u>	床材A:尾州檜片面無節芯去り材仕上げ
68	添付資3 (4	F料 5 − 2 −	2 (2)	13 (3)	1. (5)	(5)事務室(事業者)の無償使用	(5)舞台機構スタッフ控室の無償使用
69	添付資4(6	ĭ料 5 − 2 −	1 (1)	7 (6)	2.業務実施体制①	本事業専任の業務責任者を配置すること。業務責任者は、建築物環境 衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・一級ボイラー技師 以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上の有資格者で実務 経歴10年以上の者とする。なお、業務責任者は、他の技術者及び業務 従事者を兼ねることができる。	本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。業務責任者は、建 業物環境衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイ ラー技士以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機成以上の <u>うち2</u> 以上の有資格者で実務経歴10年以上の者とする。なお、業務責任者 は、業務従事者を兼ねることができる。

NT.	次型な				क्रं स ≥4•	योद सर्व ८०
No.	資料名	貝数	行数	項目	変更前	変更後
70	添付資料5-2-4(6)	1 (1)	11 (11)	2.業務実施体制②	業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、第三種電気主任技術者 資格以上・二級ボイラー技師・建築物環境衛生管理技術者・高圧ガス 製造保安責任者第二種冷凍機械のうち2以上の有資格者で実務経歴10 年以上の宿者とする。内1名は、業務責任者と別の資格(電気又は機 械」の技術者とする。なお、業務副責任者は、他の技術者及び業務従 事者を兼ねることができる。	業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、建 <u>築物環境衛生管理技</u> <u>権者・第三種電気主任技術者資格以上・二級ポイラー技士以上・高</u> ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上のうち <u>いずれか</u> の有資格者 で実務経歴10年以上の者を配置すること。なお、業務副責任者は、業 務従事者を兼ねることができる。
71	添付資料5-2- 4 (6)	1	15	2.業務実施 体制③	(新規)	③業務従事者のうち、電気設備及び機械設備を把握指導する業務従事者を各1名以上配置すること。
72	添付資料5-2- 4 (6)	1 (1)	17 (16)	2.業務実施 体制④	③電気技術者は電気設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者 とし、第三種電気主任技術者資格以上又は第一種電気工事士以上の有 資格者で実務経歴6年以上の者とする。	④電気設備を把握指導する業務従事者は、第三種電気主任技術者資格 以上又は第一種電気工事士以上の有資格者で実務経歴6年以上の者と する。
73	添付資料 5 - 2 - 4 (6)	1 (1)	19 (18)	2.業務実施体制⑤	④機械技術者は機械設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、一級ポイラー技士以上の有資格者で実務経歴6年以上の者、かつ高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械資格相当で実務経歴6年以上の者とする。	⑤機械設備を把握指導する業務従事者は、一級ボイラー技士以上かつ 高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴 6 年以上の者とする。
74	添付資料5-2- 4 (6)		21 (21)	2.業務実施 体制⑤	⑤業務担当者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業者、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴2年以上の者とする。	⑥業務従事者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業者、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴2年以上の者とする。
75	添付資料5-2- 4 (6)	1 (1)	(24)	2.業務実施体制	⑦業務を遂行するために関連する資格 (ビル管理士・消防設備士・危 険物取扱者等) の取得は一部の者とならないようにする。	(削除)
76	添付資料5-2- 5 (8)	1 (1)		表 5 - 1	共用ロビー、展示室、レクチャー室、 <u>レストラン客席・厨房、</u> 授乳 室、託児室、便所	共用ロビー、展示室、レクチャー室、授乳室、託児室、便所
77	添付資料 5 - 2 - 5 (8)	2 (2)	33 (33)	4. (3) ② c.	来場客が頻繁に出入りする <u>共</u> 用部分においては、 <u>特に頻繁に実施し</u> 、 消耗品等の不足。塵等の充満がないようにすること。衛生面に留意 し、汚臭等による不快感がなく、常に清潔であるようにする。 <u>また、</u> 作業中に設備器具等に不具合等をみつけた場合は速やかに振興会へ報 告すること。	来場客が頻繁に出入りする部分においては、 <u>日常巡回清掃を充実さ</u> 世、消耗品等の不足、塵等の充満がないようにすること。 <u>また、</u> 衛生 面に留意し、汚臭等による不快感がなく、常に清潔であるようにす る。
78	添付資料5-2- 5 (8)	2 (2)	(33)	4. (3) ② d.	d. グランドロビー、ホワイエのテーブル、ソファ等の什器・備品清掃を随時行うこと。	(削除)
79	添付資料5-2- 5 (8)	2 (2)	(45)	4. (3) ③ d.	楽屋の日常清掃の詳細については、業務計画書により実施すること。	(削除)
80	添付資料5-2- 5(8)	5		表 5 - 4	(新規)	(項目「Aグランドロビー、エントランス、ホワイエ、劇場」に1行 追加) <u>部位</u> <u>テーブル、ソファ</u> <u>等の什器・備品</u> <u>要求水準</u> 上常的に拭きを行い、埃、汚れ が目立たない状態を維持すること。
81	添付資料5-2- 5 (8)		21 (16)	6. (3)	(3) <u>事務室(事業者)</u> の無償使用	(3) <u>清掃員控室等</u> の無償使用
82	添付資料5-2- 7 (10)		4 (4)	2.	第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者を業務責任者として配置すること。	業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者以上の経験、 知識及び技能を有するものとし、業務従事者を兼ねることができる。 業務従事者は、業務に必要な知識及び技能を有するものとする。
83	添付資料 5 - 3 - 1	1	3	1. (1)	①令和6年4月1日から国立能楽堂を業務の対象とする。 ②国立劇場の供用開始後は、国立能楽堂及び国立劇場を業務の対象と する。なお、国立劇場の警備業務については、民間収益施設の警備と 担互に連携協力をするとともに、役割の明確化を図り、適切に業務を 遂行すること。	令和11年12月1日から事業終了まで、国立劇場における警備業務を対象とし、民間収益施設の警備と相互に連携協力をするとともに、役割の明確化し適切に業務を遂行すること。
84	添付資料 5 - 3 - 1	4	41	2. (3) ② d.	(新規)	本敷地外や本敷地の車両の出入口で交通誘導を行う際は、交通誘導業 務検定1級または2級に合格した業務従事者を配置するなど、特に安 全に配慮すること。
85	添付資料 5 - 3 - 3	3	38	7 (2) ④	(新規)	i. 掲示物の掲示板への掲示k. 「文書等掲示許可申請書」の許可手続取扱い事務
86	添付資料 5 - 3 - 3	4	45	7 (2) 16	d. その他振興会より指示を受けた業務の対応	d. コインロッカーの集金及び職員への引渡し e. その他振興会より指示を受けた業務の対応
87	添付資料 5 - 3 - 4	1	2	1.	令和6年4月1日から国立劇場の供用開始までは <u>国立能楽堂及び</u> 仮移 転先 <u>を業務の</u> 対象とし、国立劇場の供用開始後は、 <u>国立能楽堂及び</u> 国 立劇場 <u>を業務の</u> 対象とする。	

	1							
No.	資料名	頁数	行数		項目		変更前	変更後
88	添付資料 5 - 3 - 6	1	19	1.	(2)	1)	システム構築等業務については、令和6年4月1日から予約システム が使用できるように <u>予約システムの構築等</u> を開始すること。具体的な 開始時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載するこ と。	システム構築等業務については、 <u>令和7年4月1日</u> から予約システム が使用できるように <u>システム構築等業務</u> を開始すること。具体的な開 始時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載するこ と。
89	添付資料 5 - 3 - 6	1	22	1.	(2)	2	システム構築等業務以外の業務については、 <u>令和6年4月1日</u> から業務を開始すること。	システム構築等業務以外の業務については、 <u>令和7年4月1日</u> から業務を開始すること。
90	添付資料 5 — 3 — 6	1	34	1.	(2)	5	予定公演日数 195日/年、予定公演回数 314回/年	予定公演日数 <u>新姓</u> 位公演 114日/年、予定公演回数 160回/年 文楽公演 65日/年、予定公演回数 130回/年 日本舞蹈、邦楽等公演 9日/年、予定公演回数 13回/年 大衆芸能公演 138日/年、予定公演回数 138回/年
91	添付資料 5 - 3 - 6	2	9	1.	(3)	4	国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。	国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。既存施設における業務が終了してから、国立劇場において業務が実施できるようになるまでの期間においては、国立能楽堂及び仮移転先で業務を行うこと。ただし、主催公演を行う外部の劇場において業務を行う場合は、振興会が別途費用を負担する。
92	添付資料 5 - 3 - 6	2	15	1.	(3)	5	国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。	国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。 <u>既存施設における業務が終了してから</u> 、国立劇場において業務が実施できるようになるまでの期間においては、国立能楽堂又は仮移転先で業務を行うこと。
93	添付資料 5 - 3 - 6	2	19	1.	(4)	2	<u>チケット販売支援業務の業務責任者を配置すること。</u>	本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。業務責任者は、業 務従事者を兼ねることができる。
94	添付資料 5 - 3 - 7	1	10	1.	(2)		公蔵記録支援業務は、令和6年4月1日から事業を開始すること。 国立劇場の供用開始後は、国立劇場及び国立能業堂を業務の対象とする。 なお、公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務については、国立劇場のみを業務の対象とする。	会和11年12月1日から事業終了まで、国立劇場における業務を対象と する。
95	添付資料 5 - 3 - 7	1	15	1 . c.	(3)	1)	<u>公演記録支援業務の</u> 業務責任者は、テクニカルディレクターと同等以 上の実績を有すること。また、他の業務責任者と兼務することはできない。	業務責任者は、テクニカルディレクターと同等以上の実績を有すること。また、 <u>業務従事者を兼ねることができる。</u>
96	添付資料 5 - 3 - 8	5	23	1.	(7)		(新規)	(7) チケットセンターの一部の無償使用 本件業務の実施のために必要となる管理諸室として、【添付資料4- 5-9】 「事務管理各室性能表」のチケットセンターの一部を無償で 使用することができる。ただし、チケットセンターは、チケット販売 支援業務等による使用も兼ねる。
97	添付資料 5 - 3 - 9	1	16	1.	(2)		冊子作製・配送等支援業務は、令和6年4月1日から <u>業務を開始すること。</u>	冊子作製・配送等支援業務は、令和6年4月1日から国立劇場の引渡 しまでは既存施設及び仮移転先における業務を対象とし、国立劇場の 引渡し後から事業終了までは、国立劇場における業務を対象とする。 ただし、配送支援業務のうち、宅配便集荷・配送手配、メール便集 荷・配送手配及び郵便収集・配送手配については、令和11年12月1日 からとする。
98	添付資料 5 - 3 - 9	3	3	3.	(1)	1	冊子、チラシ及びポスター等作製業務において作製したもの <u>及び</u> 振興会の事務支援業務において作製した助成金関連書類を、振興会の 指示に従い、封入、封緘し、配送の手配を行うこと。	冊子、チラシ及びポスター等作製業務において作製したものを、振興 会の指示に従い、封入、封緘し、配送の手配を行うこと。
99	添付資料 5 - 3 - 11	1	1	1.			1. 事務支援業務に係る要求水準 ・ ・	(「1. 事務支援業務に係る要求水準」の項目の記載をすべて削除)
100	添付資料 5 - 3 - 11	2		3.	(2)		3. (2) 仮移転先の什器・備品のレイアウト検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(「3. (2) 仮移転先の什器・備品のレイアウト検討」の項目の記載をすべて削除)
101	参考資料 5 - 1 - 2	1					THE SECTION OF THE LITTLE SECTION OF THE LIT	中央的に1-1-2 が区内的は 成内的は一直で

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
102	参考資料 5 - 1 - 2	2			原日 東氏学可が大人等 一般所責任者と東任してはならない 一般所責任者と東任してはならない 中級等任者と東任してはならない 中級等を収集を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	様的型性・直定支充 変素高在台湾の非私について
	2				・ 個点を使用が企業を実施を選出します。 ・ 個点を使用が企業を実施を選出しませんの業性は不可 ・ 世界を発生しません。 ・ 世界を発生しません。 ・ 世界を主要を発生しません。 ・ 世界を主要を発生しません。 ・ 世界を主要を発生しません。 ・ 世界を主要を表現される。 ・ 世界を表現される。 ・ 世界を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	第24 編写 第25
						機能管理 第四項任何は、業務収率的を単ねることができる。 舞台時保設機の定項合統等及び保守策器 第四項任何及び業務返債任何は、業務収率的を乗ねることができる。
					2定期点模及び保守業務	運転・監視及び日常心前・保守業務 運搬責任名及が業務課責任者は、業務従事者も重ねることができる。 連絡業務 –
					(日本教育任業的 在学术重提集到文章 (京新集集)	日常清核及が定期清掃
					は海道電影 かければ かければ がければ がければ がければ がければ がければ がれ	存実機規則定案務
					創金会・物価等サービス規模業務 地震等サービス規模業務 地震技術を実施業務 地震発産業業務 地震発展を発化・案内等業務	付益・備品固速業務 業務責任 報え 業務政事者を兼ねることができる。 智能業務 業務責任 祖及が業務副責任和は、策略政事者と兼ねることができる。
					舞台関係設備定期点検及び保守業務の業務責任者 納括責任者、①~③の業務責任者、普及発信施設の運営支援業務の業務責任者、同一業務の	用場裏リーパン支は業務 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
					集器商量任金之费任证不可 必混配接支援集務の業務責任者 競技任者。①一级家務責任者、包表教信施股の運営支援業務の業務責任者との業任は不 回 競技責任者。②一個の業務責任者、普及教信施股の運営支援業務の業務責任者、前一業務の	電放送付等が実際 軍務保任他は、本業の必要保証等を認い。信息等の業務保任扱が軍務保事を参加されたできる。 注比定道運送器 軍務任務以び業務維護任務は、業務保事者と帰めるとができる。 チケット機力を指定等 軍務任権は、業務保事者を集めるとだできる。
					国際集局の本面見せず 新原教化・一年の本教教生等、自然知識を認め、東京東北・川一条の 新原教化等、(リー・他の本教教生等、自然知識を認め、主義主権となった。 第五条信託的の連貫支援を取りませる。 神性のため、兼任が不明 神性のため、兼任が不明 神性のため、兼任が不明 神性のため、兼任が不明 神性のため、表現化を、 神性のため、表現化を、 神性のため、表現化を、 神性のため、表現化を、 神性のため、表現化を、 神性のため、 神性のため、 神性のため、 神性のため、 神性のなどのなどを、 神性のため、 神性のなる、 神性のなる、 神性のなる、 神性のなると 神性のなる ・ 神性のなる 神性のなる 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ 神性のなる ・ ・ 神性のなる ・ ・ ・ 神性のなる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公演記録支援業務 業務責任相は、業務従事者を兼ねらごとができる。
					運転・監視及び日常点検・保守業務の業務副責任者 絨括責任者、①~旧の業務責任者、普及発信施設の運営支援業務の業務責任者との兼任は不 対	普及発傷施命の憲式支援業務 電源財任金・任での時、広衛・工業計算者及り2億・特別主命の、非びに重要責任他のペティ(第 電源開任 3 を付きたけるから、 密報・対するとは、
					海球業務の業務前長任者 (1) 一切の業務責任者・2) 一切の業務責任者・2 及身信施設の運営支援業務の業務責任者との責任は不 同 データ管理技术者 接近責任者・選及機能設の運営支援業務の業務募任者との責任は不可 研究受選策業素の業務副責任者 施設技术者・1) 一切の表現責任者・2 表現責任を可能を必要任任不可	数余・物板等サービス提供業務 業務責任的に、業務収率者を準めるととすできる。 新興命の事務支援業務 業務責任的は、本業務の業務改革的業務責任有及び業務改革者を兼ねるとができる。
					抵売金運営業務の業務制責任者 無括責任者、①~他の業務責任者、普及帰信施設の運営支援業務の業務責任者との兼任は不 可 公演未帰者受付・案内等業務の業務削責任者 経括責任者、①~他の業務責任者、普及発信施設の運営支援業務の業務責任者との兼任は不	î.
					・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
					選別者は最近の選挙支援業別の業務到責任者	
103	参考資料 5 - 1 - 3 (4)			表 3 - 1	(修繕・更新年(実施時期)を20年間分表示)	(修繕・更新年 (実施時期) を19年間分表示)
	0 (4)					
104	参考資料 5 - 3 - 8 (9)	1 (1)	(1)	1.	1. 事務支援業務	(削除)
	G (<i>3)</i>	(1)	(1)		:	
105	資料-4	2		第1. 2.	・様式4において施設整備業務(設計業務)に携わる企業として記入	・様式4において施設整備業務(設計業務)に携わる企業として記入
				(3)競争参 加資格(実	した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度 (2021・2022年度)の設計・コンサルティング業務に係る一般競争	した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度 (2021・2022年度)の設計・コンサルティング業務に係る一般競争
				績) 確認資料	(指名競争)参加資格認定通知書の写しを提出すること。	(指名競争) 参加資格認定通知書の写しを提出すること。
				設計企業の一 般競争(指名		・なお、様式4において施設整備業務(設計業務)に携わる企業として記入した企業すべてについて、文部科学省における令和5・6年度
				競争)参加資 格認定書の写		(2023・2024年度)の設計・コンサルティング業務に係る一般競争 (指名競争)参加資格認定通知書を受領したときは速やかに同認定通
				しなどの記載		知書の写しを提出すること。
				上の留意事項		
106	資料-4	3		第1.2. (3)競争参	・様式4において施設整備業務(建設業務)に携わる企業として記入した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度	・様式4において施設整備業務(建設業務)に携わる企業として記入した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度
				加資格(実績)確認資料	(2021・2022年度) の次のアからウに係る工事の一般競争(指名競争)入札参加資格における競争参加資格認定通知書の写し(記2の点	(2021・2022年度) の次のアからウに係る工事の一般競争(指名競争)入札参加資格における競争参加資格認定通知書の写し(記2の点
				建設企業の一 般競争(指名	数がアからウに示す点数以上であること)を提出すること。 ア 建築一式工事 1,200点以上	数がアからウに示す点数以上であること)を提出すること。 ア 建築一式工事 1,200点以上
				競争)参加資	イ 電気工事 1,100点以上	イ 電気工事 1,100点以上
				格認定書の写 しなどの記載	ウ 管工事 1,100点以上	ウ 管工事 1,100点以上 ・なお、様式4において施設整備業務(建設業務)に携わる企業とし
				上の留意事項		て記入した企業すべてについて、文部科学省における令和5・6年度 (2023・2024年度) の上記のアからウに係る工事の一般競争(指名競
						争) 入札参加資格における競争参加資格認定通知書を受領したときは
						速やかに同認定通知書の写しを提出すること。
107	資料-4	3		第1. 2.	・様式4において施設整備業務(工事監理業務)に携わる企業として	・様式4において施設整備業務(工事監理業務)に携わる企業として
				(3)競争参 加資格(実	記入した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度 (2021・2022年度)の設計・コンサルティング業務に係る一般競争	記入した企業すべてについて、文部科学省における令和3・4年度 (2021・2022年度)の設計・コンサルティング業務に係る一般競争
				績) 確認資料	(指名競争)参加資格認定通知書の写しを提出すること。	(指名競争)参加資格認定通知書の写しを提出すること。
				工事監理企業 の一般競争		・なお、様式4において施設整備業務(設計業務)に携わる企業として記入した企業すべてについて、文部科学省における令和5・6年度
				(指名競争) 参加資格認定		(2023・2024年度) の設計・コンサルティング業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格認定通知書を受領したときは速やかに同認定通
				書の写しなど		知書の写しを提出すること。
				の記載上の留 意事項		
108	資料-4	25		質の高い運営	・体験展示の具体的な内容、チケット販売の方法、料金単価、運営時	・体験展示の具体的な内容、チケット販売の方法、料金単価、運営時
_	*			業務の実現手 法(普及発信施	間、観覧者管理の方法、展示空間の考え方、展示空間の内観図、体験展示レイアウト提案図、展示の更新の考え方について。	間、観覧者管理の方法、展示空間の考え方、展示空間の内観図 (※)、体験展示レイアウト提案図(※)、展示の更新の考え方につ
				設の運営支援		- (X)、体験展示レイナリト従条図 <u>(X)</u> 、展示の更利の考え方について。
				業務) ③体験展示		
	Mer del	0-			(der tas)	W@Hath H = 1 = 5 1, h H = date 1 Marie 1 Marie 1
109	資料-4	26		質の高い運営 業務の実現手	(新規)	※③体験展示に示された展示空間の内観図や体験展示レイアウト図 は、普及発信施設に関する計画(A-6-27)に詳細を記載した場合、B-
				法(普及発信施 設の運営支援		3-1への記載は省略可能とします。ただし、記載を省略したこと、及 び類似の表現が記載されている箇所を記載してください。
				戦の連貫又仮 業務)		○ ラタセクヘッン ラス、ワスルグロロ帆で40 くヾ ゚ジョ/月で 旧戦 ひ く \ /こで ∀ ゚。
110	資料-4	27		様式B-3-	B-3-3合計で <u>1</u>	B-3-3合計で <u>2</u>
		-30		3 枚数制限		
111	資料-4	37	37	第2.5.ウ	ウ 第一次審査資料はすべてA3横長又はA4縦長の左綴じとすること。ただし、パンフレット等で左綴じできない場合は別綴じを認め	ウ 第一次審査資料はすべてA3横長又はA4縦長の左綴じとし、記載内容が判別できるサイズとすること。ただし、パンフレット等で左
					と。 ににし、ハンノレット等で左級しでさない場合は別級しを認め る。	綴じできない場合は別綴じを認める。 <u>また、A3用紙を利用する際</u> に
						は、A4サイズに折り込んで提出すること。
					•	

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
112	資料-5	24	及び	料の提案金額	基準貸付料: 1,290,000,000円 (年額) ただし、すべての応募者における最高の提案貸付料が1,500,000,000 円 (年額) 未満の場合、「応募者における最高の提案貸付料」は 1,500,000,000円 (年額) として加点を計算する。	基準貸付料: 965,000,000円 (年額) ただし、すべての応募者における最高の提案貸付料が1,100,000,000 円 (年額) 未満の場合、「応募者における最高の提案貸付料」は 1,100,000,000円 (年額) として加点を計算する。
113	様式6-2	1	7	注記	なお、各様式に添付する書類の頁数の記載については、様式ごとに「1」から記載することとし、添付資料の1ページ目を"1"として記載して下さい。	なお、各様式に添付する書類の頁数の記載については、様式ごとに「1」から記載することとし、添付資料の1ページ目を"1"として記載して下さい。記載場所等の記載方法については、添付資料の余白部分に分かりやすく記載して下さい。
114	資料-8				(新規)	国立劇場再整備等事業(令和4年4月12日公告)入札説明書に関する 第1回〜第3回質問回答(抜粋版)
115	参考資料-2				(新規)	国立劇場再整備等事業(令和4年4月12日公告)入札説明書・同添付 資料等からの変更一覧表